

第 22 号

令和 5 年度徳島県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	790床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	203,496人
	外	来	245,187人
(3) 1	日	平均患者数	
	入	院	556人
	外	来	1,009人
(4) 主要な建設改良事業			
	病院増改築工事費		84,707千円
	医療器械及び備品購入費		739,372千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	病 院 事 業 収 益		26,927,141千円
第1項	医 業 収 益		23,069,790千円
第2項	医 業 外 収 益		3,857,351千円
	支	出	
第1款	病 院 事 業 費 用		28,272,097千円
第1項	医 業 費 用		26,927,801千円

第2項 医 業 外 費 用 1,344,296千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,230,624千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,062千円及び過年度分損益勘定留保資金1,228,562千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 3,845,432千円
 第1項 企 業 債 794,000千円
 第2項 負 担 金 1,049,280千円
 第3項 他会計からの借入金 2,000,000千円
 第4項 補 助 金 2,152千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 5,076,056千円
 第1項 建 設 改 良 費 824,079千円
 第2項 企 業 債 償 還 金 2,011,977千円
 第3項 他会計からの借入金償還金 2,240,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院整備事業	千円 794,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 13,354,972千円
(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、6,370,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	医療器械	磁気共鳴断層撮影装置	一式

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 23 号

令和 5 年度徳島県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	331,500,000 k W h
	太陽光発電所	4,641,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	811,599千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款 事業	収益	3,812,102千円
第1項 営業	収益	3,804,574千円
第2項 財務	収益	1,588千円
第3項 事業外	収益	5,940千円
支		出
第1款 事業	費用	3,529,213千円
第1項 営業	費用	3,389,397千円
第2項 財務	費用	1千円
第3項 事業外	費用	134,815千円
第4項 特別	損失	2,000千円
第5項 予備	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額503,808千円は、当年度分消費税及び地方消費税

資本的収支調整額73,678千円及び建設改良積立金430,130千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	313,519千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代	300千円
第2項 他 会 計 長 期 貸 付 金 等 返 還 金	312,386千円
第3項 そ の 他 収 入	833千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	817,327千円
第1項 建 設 改 良 費	811,599千円
第2項 投 資	5,728千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 事 業 費 用	1 営 業 費 用	川口発電所1号水車発電機改良事業	千円 728,911	5	千円 122,460
				6	551,799
				7	54,652
		日野谷発電所1号制御装置取替事業	20,000	5	5,385
				6	9,231
				7	5,384
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	川口発電所1号水車発電機改良事業	164,931	5	62,625

				6	97,353
				7	4,953

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
日野谷発電所取水口ゲート修繕事業工事請負契約	令和6年度	54,875千円
川口ダムゲート制御装置修繕事業工事請負契約	令和6年度	41,741千円
水力発電集中監視制御システム修繕事業工事請負契約	令和6年度	95,864千円
マリンピア沖洲太陽光発電所閉鎖型配電盤等修繕事業工事請負契約	令和6年度	26,373千円
日野谷発電所送電線継電器盤取替事業工事請負契約	令和6年度	73,606千円
川口寮建替事業工事請負契約	令和6年度	284,695千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 977,163千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 24 号

令和 5 年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	34	吉野川北岸工業用水道	21
		阿南工業用水道	13
(2) 年間総給水量	67,391,580m ³	吉野川北岸工業用水道	38,660,580m ³
		阿南工業用水道	28,731,000m ³
(3) 1日平均給水量	184,130m ³	吉野川北岸工業用水道	105,630m ³
		阿南工業用水道	78,500m ³
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	381,383千円
		阿南工業用水道改良工事	109,189千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事 業 収 益			1,283,982千円
第 1 項 営 業 収 益			1,221,910千円
第 2 項 営 業 外 収 益			62,072千円
	支	出	
第 1 款 事 業 費 用			1,237,069千円
第 1 項 営 業 費 用			1,212,727千円
第 2 項 営 業 外 費 用			24,342千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額566,336千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39,352千円及び過年度分損益勘定留保資金526,984千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	57,691千円
第1項 固定資産売却代	1,151千円
第2項 工事負担金	56,540千円
支 出	
第1款 資本的支出	624,027千円
第1項 建設改良費	490,572千円
第2項 企業債償還金	35,249千円
第3項 他会計長期借入金償還金	85,186千円
第4項 国庫補助金返還金	13,000千円
第5項 投資	20千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
脱水機設備改良事業工事請負契約	令和6年度	47,500千円
有線テレメータ装置取替事業工事請負契約	令和6年度	7,398千円

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

228,980千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令 和 5 年 2 月 9 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 25 号

令和 5 年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,594千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事 業 収 益		7,785千円
第 1 項 営 業 収 益		7,740千円
第 2 項 営 業 外 収 益		45千円
支 出		
第 1 款 事 業 費 用		1,827千円
第 1 項 営 業 費 用		1,826千円
第 2 項 営 業 外 費 用		1千円

(一時借入金)

第 4 条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

令和 5 年 2 月 9 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 26 号

令和 5 年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収 容 台 数	525台	
(2) 建 設 改 良 工 事	既設設備改良工事	11,170千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款 事 業	収 益		65,755千円
第1項 営 業	収 益		65,060千円
第2項 営 業 外	収 益		695千円
支		出	
第1款 事 業	費 用		63,461千円
第1項 営 業	費 用		63,460千円
第2項 営 業 外	費 用		1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,170千円は、過年度分損益勘定留保資金11,170千円で補てんするものとする。)

支		出	
第1款 資 本 的	支 出		11,170千円
第1項 建 設 改 良	費		11,170千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 27 号

令和 5 年度徳島県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度徳島県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 5市町 |
| (2) 年間総処理水量 | 2,730,000m ³ |
| (3) 1日平均処理水量 | 7,459m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 流域下水道整備事業 | 13,000千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		1,004,001千円
第1項 営業収益		340,943千円
第2項 営業外収益		663,058千円
支 出		
第1款 事業費用		1,004,001千円
第1項 営業費用		895,235千円
第2項 営業外費用		108,766千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 資本的収入		602,251千円

第1項 企 業 債	327,000千円
第2項 補 助 金	244,655千円
第3項 負 担 金	30,596千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	602,251千円
第1項 建 設 改 良 費	13,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金	562,051千円
第3項 他会計長期借入金償還金	27,200千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道整備事業	千円 327,000	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 17,413千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、364,045千円である。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

